

「観点別学習状況の評価」と「教育課程づくり」

— 公教育としての教育課程づくりと人間発達の共同体 —

2022年度長野県教文会議総合研究会

2022年7月23日(土)13時～

Zoomにて

武者 一 弘(中部大学)



はじめに

I. 教基法改正後の教育改革の流れと基本枠組

II. 新学習指導要領と学習評価の改革

III. 「次世代の学校・地域プラン」後の教育改革

おわりに・・・発達保障と人間の尊厳

①学習評価の意味

学習によらないものは評価してはいけない。

人間性は評価できない。これを評価しようとするれば、その者の人間性が危うくなる。

②学習評価の多様性

診断的評価、形成的評価、総括的評価

自己評価、他者評価

③地域に開かれた教育課程とカリキュラム・マネジメント

両者の異同(のポイントとなる考え方)

④教育課程及び評価の第一義的づくり手(専門職)

ICT化、外注化・購入への動きの中で考えたい

I. 教育改革の流れと基本枠組

I-1. 1990年代末以降続く、公教育への「不信」の解消

教育不信への対応を改革の口実とし、改革推進のテコともした

① 契約・・・消費者・顧客満足度の向上

例えば、顧客による学校選択制、成果報酬、満足度評価、競争による教育内容・方法の質向上

② 管理・・・主権者・質保証による安心の調達

例えば、行政による学校階層化、人事管理厳格化、制度化養成・研修の要件強化、学習指導要領による教育内容管理

I-2. 文科省の『管理』に基づく、主要教育法の改正(2006、2007年)

◎教育基本法の改正 (06年12月)

○学校教育法等の改正 (07年6月)

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正 (07年6月)

○教育職員免許法(教育公務員特例法とあせて)の改正 (07年6月)

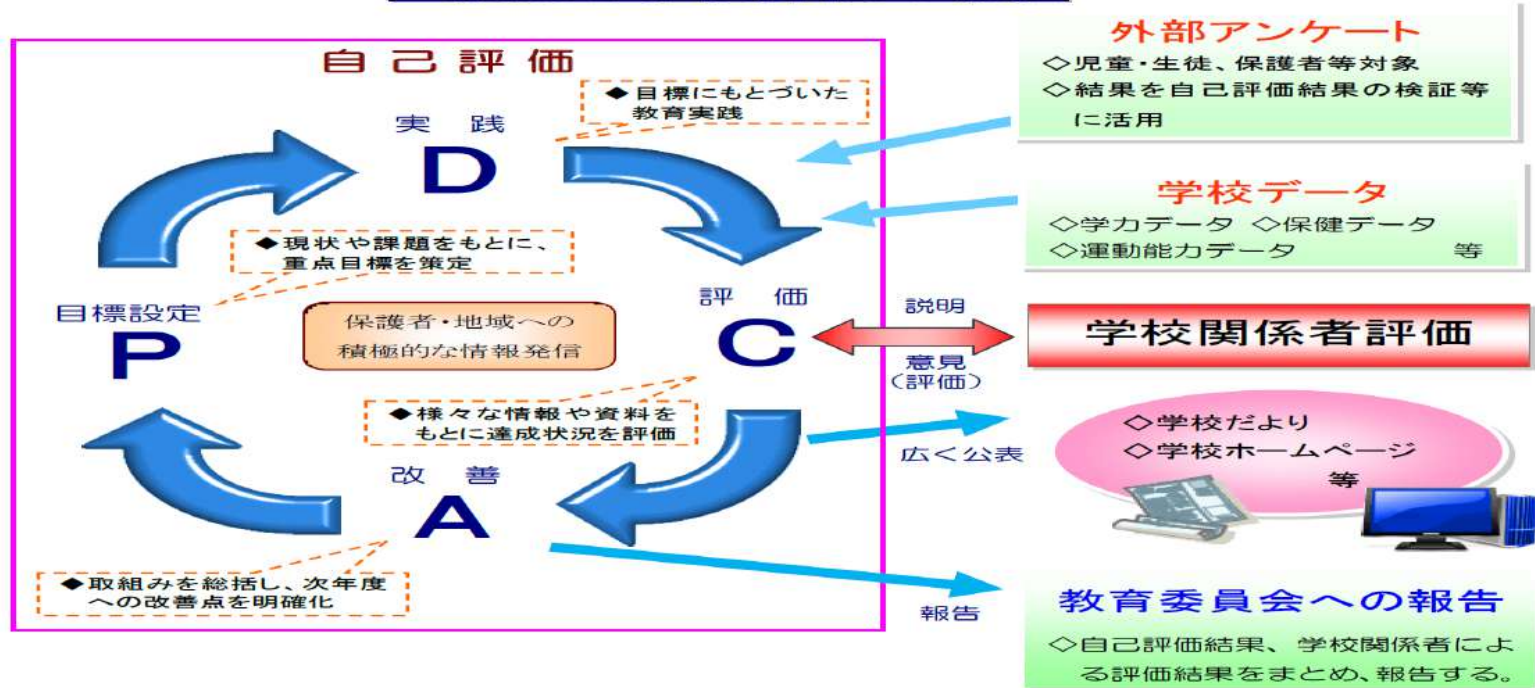
○学校教育法等の改正(07年6月)

管理型

- 副校長、主幹教諭、指導教諭、事務長の配置
- 学校評価の実施

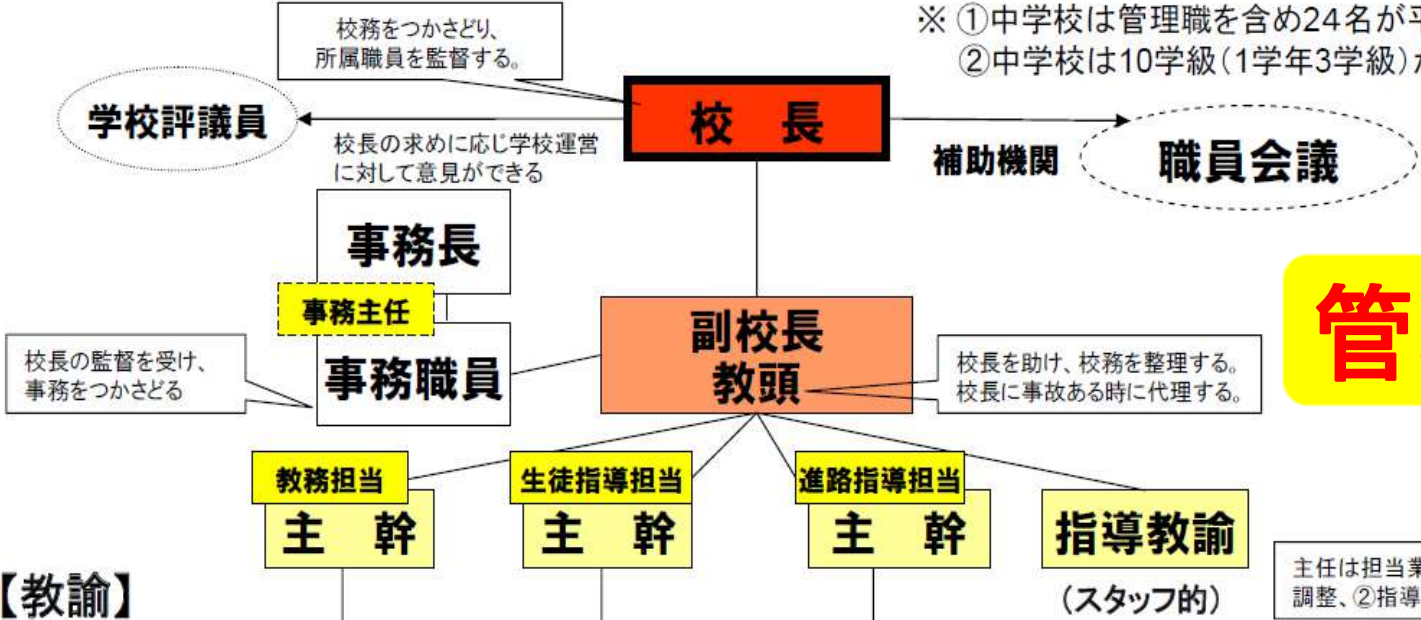
文科相の定めるところにより、学校ごとに教育活動その他の学校運営の状況について、自己評価を行う。

一般的な学校評価の取組



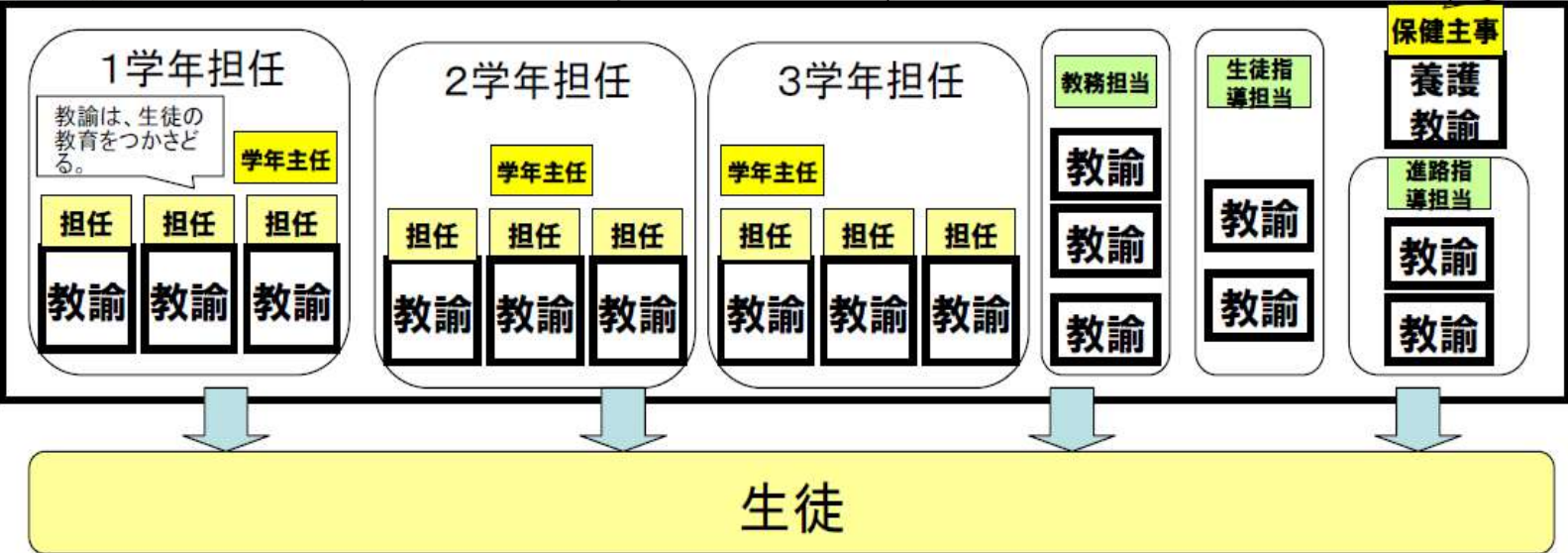
学校の組織運営のイメージ(中学校の新タイプ)

※ ①中学校は管理職を含め24名が平均的。
 ②中学校は10学級(1学年3学級)が平均的。



管理型

【教諭】



○教育職員免許法(教育公務員特例法とあわせて)の改正(07年6月)

管理型

- 免許の有効期限10年間(09年4月から)
文科省全国ネットの教員免許管理システム構築。
- 免許の更新期限前二年間30単位(≠時間)以上
※ 2022年5月の法改正により、2022年7月より教員免許更新制廃止。2023年4月より新研修制度を導入。
- 任命権者による「指導が不適切な教員」の認定と研修の実施
指導力改善研修中、更新講習を受講できない。
- 分限免職者の免許状の無効

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正 (07年6月)

▪ 文部科学省の地方教育行政への関与の拡大

文科相による教委への是正・改善の指示権の付与と教委への地方自治法上の是正要求権の明記

▪ 県教委の私立学校と市町村教委への関与の拡大

知事の私立学校に関する事務についての教委の助言・援助

▪ 管理執行機関としての教委の充実と組織体制の強化

活動状況の点検・評価

指導主事の配置の努力義務(市町村教委)

共同設置などの連携(市町村教委)

管理型

▪ 首長部局の教育行政に関する権限の拡大

文化・スポーツに関する事務の首長部局への移管可

◇地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正(14年6月)

【趣旨】 教育の政治的中立性、継続性・安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任の明確化、迅速な危機管理体制の構築、首長との連携の強化を図るとともに、地方に対する国の関与の見直しを図るため、地方教育行政制度の改革を行う。

【概要】

1. 教育行政の責任の明確化

- 教育委員長と教育長を一本化した新たな責任者(新教育長)を置く。(13条関係)
- 教育長は、首長が議会同意を得て、直接任命・罷免を行う。(4条、7条関係)
- 教育長は、教育委員会の会務を総理し、教育委員会を代表する。(13条関係)
- 教育長の任期は、3年とする(委員は4年)。(5条関係)
- 教育委員から教育長に対し教育委員会会議の招集を求めることができる。(14条関係)また、教育長は、委任された事務の執行状況を教育委員会に報告する。(25条関係)

2. 総合教育会議の設置、大綱の策定

- 首長は、総合教育会議を設ける。会議は、首長が招集し、首長、教育委員会により構成される。(1条の4関係)
- 首長は、総合教育会議において、教育委員会と協議し、教育基本法第17条に規定する基本的な方針を参酌して、教育の振興に関する施策の大綱を策定する。(1条の3関係)
- 会議では、大綱の策定、教育条件の整備等重点的に講ずべき施策、緊急の場合に講ずべき措置について協議・調整を行う。調整された事項については、構成員は調整の結果を尊重しなければならない。(1条の4関係)

3. 国の地方公共団体への関与の見直し

- いじめによる自殺の防止等、児童生徒等の生命又は身体への被害の拡大又は発生を防止する緊急の必要がある場合に、文部科学大臣が教育委員会に対して指示ができることを明確化するため、第50条(是正の指示)を見直す。(50条関係)

4. その他

- 総合教育会議及び教育委員会の会議を招集するよう、努めなければならない。(1条の4⑦、14条⑨関係)
- 現在の教育長は、委員としての任期満了まで従前の例により在職する。(附則2条関係)

※ 政治的中立性、継続性・安定性を確保するため、教育委員会を引き続き執行機関とし、職務権限は従来どおりとする。
施行期日平成27年4月1日

管理型



これまでの教育委員会の課題

- 教育委員長と教育長のどちらが責任者がわかりにくい
- 教育委員会の審議が形骸化している
- いじめ等の問題に対して必ずしも迅速に対応できていない
- 地域住民の民意が十分に反映されていない
- 地方教育行政に問題がある場合に、国が最終的に責任を果たせるようにする必要がある

教育委員会の改革

- 教育行政における責任体制の明確化
- 教育委員会の審議の活性化
- 迅速な危機管理体制の構築
- 地域の民意を代表する首長との連携の強化
- いじめによる自殺等が起きた後においても、再発防止のために国が教育委員会に指示できることを明確化

政治的中立性の確保

- ◆ 教育委員会は、引き続き、執行機関
- ◆ 総合教育会議で、首長と協議・調整は行うが、最終的な執行権限は教育委員会に留保されている。

POINT① 教育長

教育委員長と教育長を一本化した新「教育長」の設置



新「教育長」

- ★ 教育委員会の会務を総理し、教育委員会を代表（会議の主幹者、具体的な事務執行の責任者、事務局の指揮監督者）
- ★ 任期3年
- ✓ 第一義的な責任者が教育長であることが明確に
- ✓ 緊急時にも、常勤の教育長が教育委員会会議の招集のタイミングを判断

※教育長については、所信表明など丁寧な手続を期待

- ✓ 首長が直接教育長を任命することにより、任命責任が明確化

POINT② 教育委員会

教育長へのチェック機能の強化と会議の透明化

- 新「教育長」の判断による教育委員への迅速な情報提供や会議の招集の実現。
- 教育委員によるチェック機能の強化のため、
 - ・ 教育委員の定数1/3以上からの会議の招集の請求
 - ・ 教育委員会規則で定めるところにより、教育長が委任された事務の管理・執行状況を報告する義務について規定。
- 会議の透明化のため、原則として、会議の議事録を作成・公表すること。

- ✓ 教育委員会の審議の活性化

POINT③ 総合教育会議

すべての地方公共団体に「総合教育会議」を設置



総合教育会議



- ### 総合教育会議の設置
- 首長が招集、会議は原則公開。
 - 構成員は首長と教育委員会。（必要に応じ意見聴取者の出席を要請）
 - 協議・調整事項は以下のとおり。
 - ① 教育行政の大綱の策定
 - ② 教育の条件整備など重点的に講ずべき施策
 - ③ 児童・生徒等の生命・身体保護等緊急の場合に講ずべき措置
- ✓ 首長が教育行政に果たす責任や役割が明確になるとともに、首長が公の場で教育政策について議論することが可能に
 ✓ 首長と教育委員会が協議・調整することにより、両者が教育政策の方向性を共有し、一致して執行にあたる事が可能に

POINT④ 大綱

教育に関する「大綱」を首長が策定

- 大綱とは、教育の目標や施策の根本的な方針、教育基本法第17条に規定する基本的な方針を参照して定める。
- 総合教育会議において、首長と教育委員会が協議・調整を尽くし、首長が策定。首長及び教育委員会は、それぞれの所管する事務を執行。

- ✓ 地方公共団体としての教育政策に関する方向性が明確化

I-3. 文科省による質保証改革の到達点としての 中教審3答申と「次世代の学校・地域」創生プラン … 文科省型質保証改革の限界

○「チームとしての学校の在り方と今後の改善方策について(答申)」(2015年12月21日)

○「新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方と今後の推進方策について(答申)」(2015年12月21日)

○「これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について(答申)」(2015年12月21日)

○「『次世代の学校・地域』創生プラン～学校と地域の一体改革による地域創生～」(2016年1月25日)

〈学校・教員制度改革の基本的な考え方〉

文科省がフリーハンドでないながらもプランニングできたという点で

2015年時点では、未だ相対的に優位にある

管理型だけでなく、強力に盛り返してきた

契約型にも通底する考え方

内閣府・経産省
を中心に

学校の教育力への期待

父母や地域との共同 < 教職員
(一部の専門職)

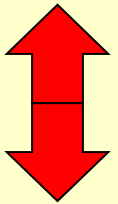
生活・文化を切り拓く < 授業(教科知)

親、住民、さらに教師らを

質保証改革は、教育の当事者から疎外。
成長発達を自分(たち)のものではなくす。

生活、生存の営み

教師の専門性と人間性を失わせるもの
家庭・地域の子育て文化と人間性を奪うもの
子どもの学び育ちを歪め人間性を損なうもの



矛盾の縫合が必須

しかし、親・住民を教育の営みの輪から外せない。政策側の考える、人間性は育てたい。

直接関係を見無視し契約や管理関係で応ずると矛盾は

学校の中で、子どもをめぐって表出する

例えば：貧困や格差、差別、虐待（お金、言葉、文化、情報、愛情、コミュニケーション）

・・・教育における機会均等、発達の可能態

の空虚化

憲法26条

矛盾を埋めるための方向

政策側も認識している。
マネジメントと新しい公共（共助）による処方箋

教師の意識改革

⇒ 学校の組織化

⇒ 教育の「協働」（巻き込み）
（共に汗を流す）

中教審3答申（15年）
「次世代の学校・地域」創生プラン（16年）

運命共同体と自己責任に落とし込む

「次世代の学校・地域」創生プラン（馳プラン）

～中教審3答申の実現に向けて～

答申③←教育再生実行会議第7次提言

教員改革 (⇒資質向上)

養成・採用・研修を通じた
不断の資質向上

現職研修改革

- ・管理職研修の充実
- ・マネジメント力強化

- ・ミドルリーダー育成
- ・免許更新講習の充実

- ・チーム研修等の実施
- ・英語・ICT等の課題へ対応

採用段階の改革

- ・採用試験の共同作成
- ・特別免許状の活用

養成段階の改革

- ・インターンシップの導入
学校現場や教職を早期に体験
- ・教職課程の質向上

教育育成指標 ← 都道府県が策定

育成指標軌道設計 ← 国が大綱的に提示

要・法改正：免許法、教員センター法、教職法

答申②←教育再生実行会議第7次提言

学校の組織運営改革 (⇒チーム学校)

校長の
リーダーシップの下
学校を運営

校長

- ・学校運営の基本方針
- ・学校運営や教育活動 等

予算の執行管理、情報管理等により
校長のマネジメントを支える
※共同実施により学校の事務を効率化

教員

事務職員

社会に開かれた教育課程

よりよい社会を作るといふ目標のもと
教育課程を介して地域社会とつながる学校

子供へのカウンセリング等
に基づくアドバイス
校内研修の実施 等

授業等の学習指導
生活指導・保護者対応 等

子供への個別カウンセリング
いじめ被害者の心のケア 等

困難家庭への福祉機関の紹介
保護者の就労支援に係る助言 等

教員を
バックアップする
多様なスタッフ

スクール
カウンセラー

スクール
ソーシャル
ワーカー

地域連携の
中核を担う
教職員

要・法改正：学校教育法、地方教育行政法

答申①←教育再生実行会議第6次提言

地域からの学校改革・地域創生 (⇒地域と学校の連携・協働)

コミュニティ・スクール



- ・校長のリーダーシップを応援
- ・地域のニーズに応える学校づくり

要・法改正：地方教育行政法

地域学校協働本部



保護者・地域住民・企業・NPO等

地域の人々が学校と連携・協働して、
子供の成長を支え、地域を創生

学校を核とした地域の創生
次代の郷土をつくる人材の育成、まちづくり

連携・協働

地域コーディネーター

「地域学校協働活動」の推進

- ・郷土学習・地域行事・学びによるまちづくり
- ・放課後子供教室・家庭教育支援活動 等

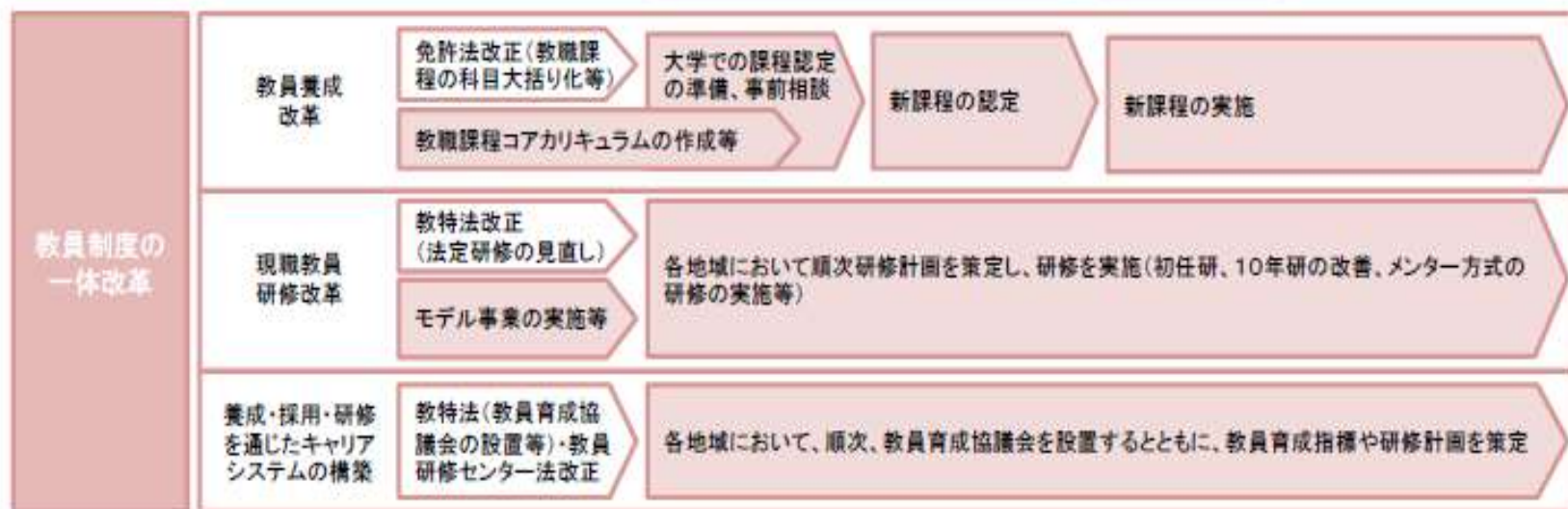
要・法改正：社会教育法

「次世代の学校」の創生に必要な教職員定数の戦略的充実

子供たちが自立して活躍する「一億総活躍社会」「地方創生」の実現

3. 「次世代の学校・地域」創生プラン一体改革工程表②

2020年



◇教育公務員特例法等の改正(16年11月)

趣旨

大量退職・大量採用の影響により経験の浅い教員が増加する中、教育課程・授業方法の改革への対応を図るため、教員の資質向上に係る新たな体制を構築する。

提言等

- ・教育再生実行会議第七次提言「これからの時代に求められる資質・能力と、それを培う教育、教師の在り方について」(平成27年5月14日)
- ・中央教育審議会答申「これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について」(平成27年12月21日)
- ・「次世代の学校・地域」創生プラン(平成28年1月25日大臣決定)

提言の具体化

- 教師がキャリアステージに応じて修得すべき能力を示す指標を策定
- 地方公共団体、大学等からなる協議の仕組みを整備
- 教師の資質・能力の開発・向上を国として支援する方などを提言。

管理型

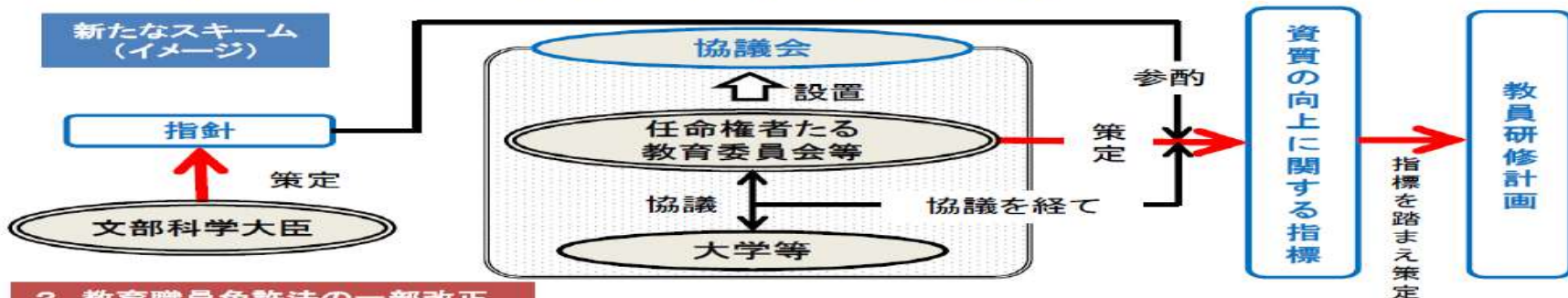
1. 教育公務員特例法の一部改正

(1) 校長及び教員の資質の向上に関する指標の全国的整備【第22条の2～第22条の5関係】

- 文部科学大臣は、以下に述べる教員の資質の向上に関する指標を定めるための必要な指針を策定する。
- 教員等の任命権者(教育委員会等)は、教育委員会と関係大学等とで構成する協議会を組織し、指標に関する協議等を行い、指針を参酌しつつ、校長及び教員の職責、経験及び適性に応じてその資質の向上を図るための必要な指標を定めるとともに、指標を踏まえた教員研修計画を定めるものとする。

(2) 十年経験者研修の見直し【第24条関係】

十年経験者研修を中堅教諭等資質向上研修に改め、実施時期の弾力化を図るとともに、中堅教諭等としての職務を遂行する上で必要とされる資質の向上を図るための研修とする。



2. 教育職員免許法の一部改正

普通免許状の授与における大学において修得を必要とする単位数に係る科目区分を統合し、外国語の小学校特別免許状を創設する。【第4条、別表第一～別表第四関係】

3. 独立行政法人教員研修センター法の一部改正

業務に、教職員その他の学校教育関係職員に必要な資質に関する調査研究及びその成果の普及、任命権者が指標を定めようとする際の助言並びに教員免許更新講習の認定、教員資格認定試験の実施及び教育職員免許法認定講習等の認定に関する事務を追加する(文部科学省からの業務移管)とともに、その名称を「独立行政法人教職員支援機構」に改める。【第2条、第10条関係】

4. 施行期日

- 平成29年4月1日(ただし、2. については平成31年4月1日(一部については公布日又は平成30年4月1日)、3. の一部については平成30年4月1日又は平成31年4月1日)

法律の施行 (予定)

大学と教育委員会が連携した教員の育成体制を整備した上で、学習指導要領の全面实施に備えることが必要

学習指導要領等

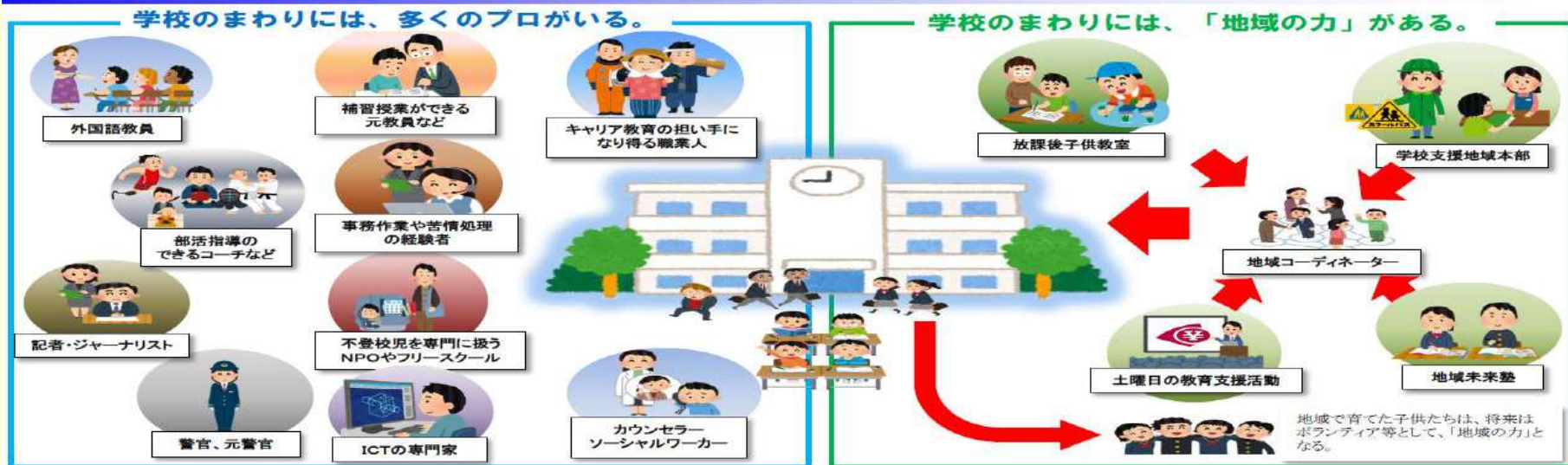
道徳の教科化及び幼稚園教育要領は平成30年度から全面实施予定。
次期学習指導要領は平成32年度から順次実施予定。

I-4 改革の原資の獲得に苦しむ文科省

○ いじめ、不登校、論理的思考力の向上、英語、ICTなど、日本の学校教育を取り巻く様々な課題に対し、①教員の数を増やし(質の低下を招かないか?)、②その教員への研修を拡充する、という取組は効果的なのか? 厳しい財政状況を抱える中で、持続的なのか?

○ 授業以外の事務作業に多くの時間を取られている日本の教員。その多忙な勤務体系を緩和するために、更に「授業の専門家」である教員数を増やすことが、本当に有効な解決策なのか?

⇒ 日本の学校を取り巻く多様な問題に、どのように対処していけばいいのか。



○ 学校を**教職員だけの閉じた世界**にして、様々な問題を「**教職員の数**」と「**教員研修**」で解決しようとするのは、財政負担も重く、持続的でもなく、効率的・効果的でもないのではないのか。

○ ますます**多様化する問題**に対しては、**多様な協力者**の参画を促し、各地域の課題、各学校の課題に応じた最善の教員・協力者のポートフォリオを考えつつ、**教員が授業に専念できる環境を整え、効率的で効果的な教育を実現していくことが望ましい**のではないのか。

公立高等学校の再編整備計画について②

【再編整備の成果と課題】

<成果>

1. 適正規模の学級数を満たす学校が増加し、部活動等の集団活動の充実が図られた
2. 地域ニーズに応じた新たな学校や学科の設置を通じ、志願者数が増加した
(例)・学びなおしと社会で活躍する力の育成を目的とした「エンパワメントスクール」の設置等
・震災の被災地における「災害科学科」の設置
3. 普通高校と専門高校、農業高校と工業高校の統合等によって総合学科を創設することにより、生徒のニーズに応じた多様な教育を行うことができるようになった 等

<課題>

1. 統合等に伴い高等学校がなくなった地域における社会活力の低下が懸念
2. OBや地域住民等の理解が得られにくい場合があり、統廃合を決定する過程に課題
3. 統合を実施したものの志願率が低迷する事例もあり、統合後の魅力化が課題
4. 統合に伴う通学距離及び通学に要する費用が増加し、生徒の負担が増加
5. 小規模校として存続させる学校における教育環境の充実が必須(教員配置、ICT環境の充実等)
6. 今後の生徒の減少予測を踏まえた更なる統廃合の検討が必要 等

総務省過疎問題懇談会(2017年10月2日)文部科学省説明資料

公共施設の削減と「民営化」「民業利活用」・・・首長主導の学校統廃合

◇延床面積の大胆な削減

- ・一校あたりの延床面積の大きさ(教室・体育館・図書館・理科室・家庭科室・技術室・図画工作室・視聴覚室(ICT/コンピュータ室)・関連準備室・保健室・昇降口ほか)

◇首長発信の一元的マネジメント

- ・「全庁的なマネジメント体制」の確立(総務省) → 首長(部局)主導
- ・「個別利害の代弁」を許さず、地域経営の観点から「全体最適を目指す」
→ 教委の当事者性の排除

◇全ての公共施設の民営化

内閣府「公共施設等改革による経済・財政効果についてー学校等の公共施設の集約・複合化による財政効果試算、公共サービスの『ソフト化』ー」2017年8月

さらなるコスト削減効果 → 起業効果・事業所誘致効果

※ 例えば、元小学校が、株式会社立学校、私立学校(広域通信制高校、イエナプラン小学校等)、スタートアップ・ベンチャー事業所(シードル工場、干し柿工場、チョウザメ養殖場等)、ふるさと体験施設など。

**文科省の要望や懸念は、財務省にも総務省にも、
ほとんど一顧だにされない。**

総務省との共闘 → 厚労省、経産省、内閣府への接近

「次世代の学校・地域」創生プラン（馳プラン）

～中教審3答申の実現に向けて～

答申③←教育再生実行会議第7次提言

教員改革 (⇒資質向上)

養成・採用・研修を通じた
不断の資質向上

現職研修改革

- ベテラン段階
 - ・管理職研修の充実
 - ・マネジメント力強化
- 中堅段階
 - ・ミドルリーダー育成
 - ・免許更新講習の充実
- 1～数年目
 - ・チーム研修等の実施
 - ・英語・ICT等の課題へ対応

採用段階の改革

- 採用段階
 - ・採用試験の共同実施
 - ・特選採用の推進
- 養成段階
 - ・教職課程の質向上

教員育成指標 ← 都道府県が策定

育成指標軌道計画 ← 国が大綱的に提

要・法改正：免許法、教員センター法、教職法

答申②←教育再生実行会議第7次提言

学校の組織運営改革 (⇒)

校長の
リーダーシップの
学校を運営

教員



社会に開かれた教育課程

よりよい社会を作るといふ目標のもと
教育課程を介して地域社会とつながる学校

授業等の学習指導
生活指導・保護者

子供への
いじめ

子供への
いじめ

子供への
いじめ

子供への
いじめ

子供への
いじめ

子供への
いじめ

子供への
いじめ

子供への
いじめ

子供への
いじめ

子供への
いじめ

子供への
いじめ

手掛かり

手掛かり

手掛かり

要・法改正：学校教育法、地方教育行政法

答申①←教育再生実行会議第6次提言

地域からの学校改革・地域創生 (⇒地域と学校の連携・協働)

コミュニティ・スクール



- ・校長のリーダーシップを応援
- ・地域のニーズに応える学校づくり

要・法改正：地方教育行政法

地域学校協働本部



保護者・地域住民・企業・NPO等

地域の人々が学校と連携・協働して、
子供の成長を支え、地域を創生

学校を核とした地域の創生
次代の郷土をつくる人材の育成、まちづくり

連携・協働

地域コーディネーター

「地域学校協働活動」の推進

- ・郷土学習・地域行事・学びによるまちづくり
- ・放課後子供教室・家庭教育支援活動等

要・法改正：社会教育法

「次世代の学校」の創生に必要な不可欠な教職員定数の戦略的充実

子供たちが自立して活躍する「一億総活躍社会」「地方創生」の実現

◇「次世代の学校・地域」創生プランの具現化としての学習指導要領の改訂

学習指導要領改訂の方向性

新しい時代に必要となる資質・能力の育成と、学習評価の充実

学びを人生や社会に生かそうとする
学びに向かう力・人間性の涵養

生きて働く知識・技能の習得

未知の状況にも対応できる
思考力・判断力・表現力等

社会に開かれた教育課程

よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創るという目標を共有し、社会と連携・協働しながら、未来の創り手となるために必要な資質・能力

「社会に開かれた教育課程」の実現

各学校における「カリキュラム・マネジメント」の実現

何を学ぶか

新しい時代に必要となる資質・能力を踏まえた
教科・科目等の新設や目標・内容の見直し

小学校の外国語教育の教科化、高校の新科目「公共」の新設など

各教科等で育む資質・能力を明確化し、目標や内容を構造的に示す

学習内容の削減は行わない※

どのように学ぶか

主体的・対話的で深い学び（「**ラーニング**」）の視点

生きて働く知識・技能の習得など、新しい時代に求められる資質・能力を育成

知識の量を削減せず、質の高い理解を図るための学習過程の質的改善

主体的な学び
対話的な学び
深い学び

財務省や
総務省
さらに
内閣府や
経産省
その他の
政策への
対抗か？
or従属か？

Ⅱ．新学習指導要領と学習評価の改革

Ⅱ－1．高等学校学習指導要領（2018年改訂）

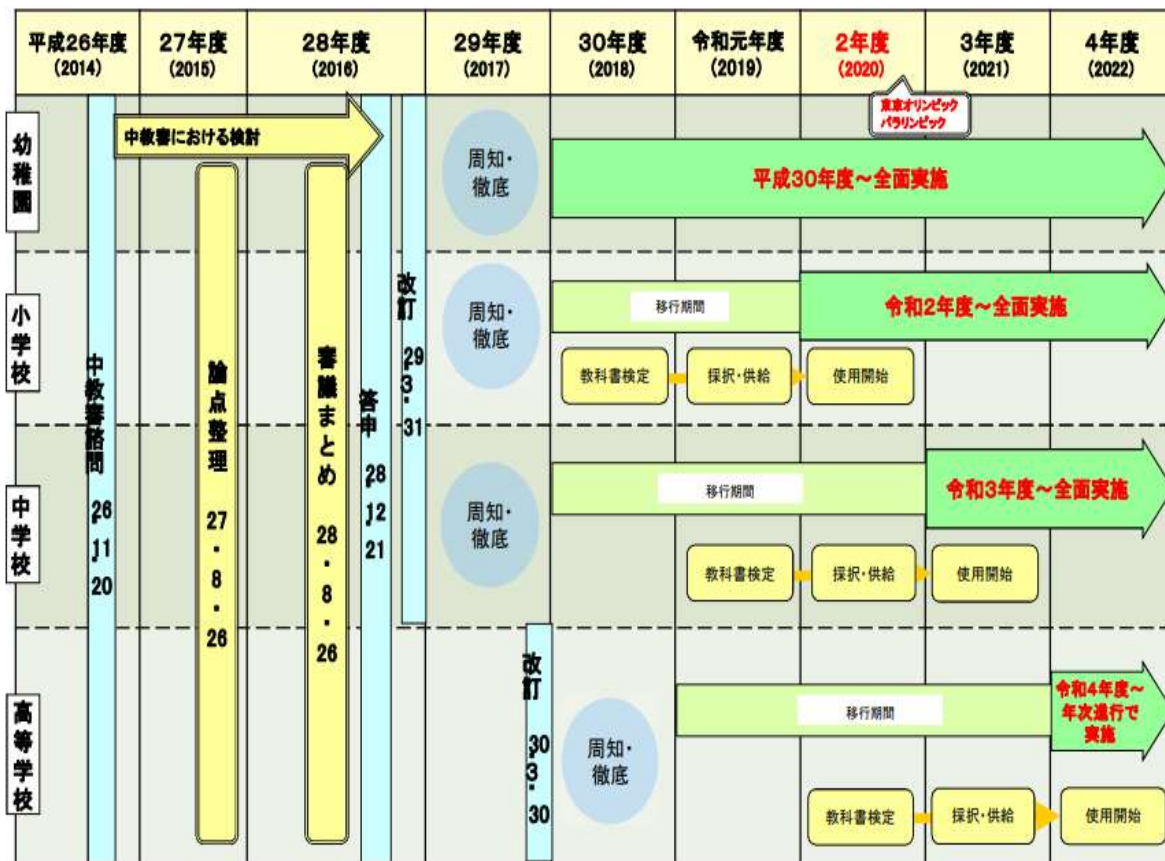
学習指導要領改訂に関するスケジュール



新高等学校学習指導要領と 学習評価の改善について

令和元年度地方協議会等説明資料

文部科学省 文部科学省初等中等教育局教育課程課



特別支援学校学習指導要領(幼稚園及び小学部・中学部)についても、平成29年4月28日に改訂告示を公示。
特別支援学校学習指導要領(高等部)は、平成31年2月4日に改訂告示を公示。



【高等学校学習指導要領(平成30年告示) 前文】

教育課程を通して、これからの時代に求められる教育を実現していくためには、よりよい学校教育を通してよりよい社会を創るという理念を学校と社会とが共有し、それぞれの学校において、必要な学習内容をどのように学び、どのような資質・能力を身に付けられるようにするのかを教育課程において明確にしながら、社会との連携及び協働によりその実現を図っていくという、社会に開かれた教育課程の実現が重要となる。

カリキュラム・マネジメントとは

高等学校学習指導要領 第1章 総則（①②③は本資料において追記）

第1款 高等学校教育の基本と教育課程の役割

5 各学校においては、生徒や学校、地域の実態を適切に把握し、

- ① 教育の目的や目標の実現に必要な教育の内容等を教科等横断的な視点で組み立てていくこと、
- ② 教育課程の実施状況を評価してその改善を図っていくこと、
- ③ 教育課程の実施に必要な人的又は物的な体制を確保するとともにその改善を図っていくこと

などを通して、教育課程に基づき組織的かつ計画的に各学校の教育活動の質の向上を図っていくこと（以下「カリキュラム・マネジメント」という。）に努めるものとする。

校内に閉じている

社会に開かれた教育課程 ≠ カリキュラム・マネジメント

- 「カリキュラム・マネジメントのねらいは、生徒や学校、地域の実態を適切に把握し編成した教育課程に基づき組織的かつ計画的に各学校の教育活動（授業）の質の向上を図ること。
 - ①②③の側面は、「ねらい（目的）」に迫る「手段」。
- ⇒ 「手段」を目的化しないよう留意。「教育課程」を意義あるものとすることが重要。

社会に開かれた教育課程 ≠ カリキュラム・マネジメント

新しい時代に必要となる資質・能力の育成と、

学びを人生や社会に生かそうとする
学びに向かう力・人間性等の涵養

生きて働く知識・技能の習得

未知の状況にも対応する
思考力・判断力・表現力等

何ができるようになるか

よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創るという目標を共有し、
社会と連携・協働しながら、未来の創り手となるために必要な資質・能力を育む

「社会に開かれた教育課程」の実現

各学校における「カリキュラム・マネジメント」の実現

何を学ぶか

どのように学ぶか

新しい時代に必要となる資質・能力を踏まえた
教科・科目等の新設や目標・内容の見直し

小学校の外国語教育の教科化、高校の新科目「公共」の
新設など

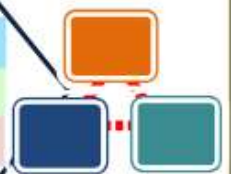
各教科等で育む資質・能力を明確化し、目標や内容を構造的
に示す

学習内容の削減は行わない※

主体的・対話的で深い学び（「アクティブ・
ラーニング」）の視点からの学習過程の改善

生きて働く知識・技能の習
得など、新しい時代に求
められる資質・能力を育成
知識の量を削減せず、質
の高い理解を図るための
学習過程の質的改善

主体的な学び
対話的な学び
深い学び



※高校教育については、些末な事実に基づく知識の暗記が大学入学選抜で問われることが課題になっており、そうした点を克服するため、重要用語の整理等を含めた高大接続改革等を進める。

Ⅱ．新学習指導要領と学習評価の改革

Ⅱ－2．新学習指導要領の示す学習評価

学習評価とは？

1. 学習評価の基本的な考え方

学習評価：学校における教育活動に関し、生徒の学習状況を評価するもの

「生徒にどういった力が身に付いたか」という学習の成果を的確に捉え、教師が指導の改善を図るとともに、生徒自身が自らの学習を振り返って次の学習に向かうことができるようにするためにも、学習評価の在り方は重要であり、教育課程や学習・指導方法の改善と一貫性のある取組を進めることが求められます。



A greenboard with three bullet points and two illustrations of teachers reflecting on their practice:

- ☑生徒の学習改善につながるものにしていくこと
- ☑教師の指導改善につながるものにしていくこと
- ☑これまで慣行として行われてきたことでも、必要性・妥当性が認められないものは見直していくこと

Two red arrows point from the first two bullet points to illustrations of teachers:

- The first arrow points to a female teacher and a male student. The teacher's speech bubble says: "OOのところはもっと~した方がよいですね。" (OO's part would be better if we did more ~.)
- The second arrow points to a male teacher. His speech bubble says: "次の授業ではOOを重点的に指導しよう。" (In the next lesson, I will focus on guiding OO.)

P-D-C-Aサイクルは、自転構造(の発想)。
誰でもいつでもどこでも、回すことができる。
サイクル内部にある者は、サイクル全体の吟味はしない・予定されていない。

学習する子供の視点に立ち、育成を目指す資質・能力の要素を三つの柱で整理。

学びに向かう力、人間性等

どのように社会・世界と関わり、
よりよい人生を送るか

「確かな学力」「健やかな体」「豊かな心」を
総合的にとらえて構造化

何を理解しているか
何ができるか

知識及び技能

理解していること・できる
ことをどう使うか

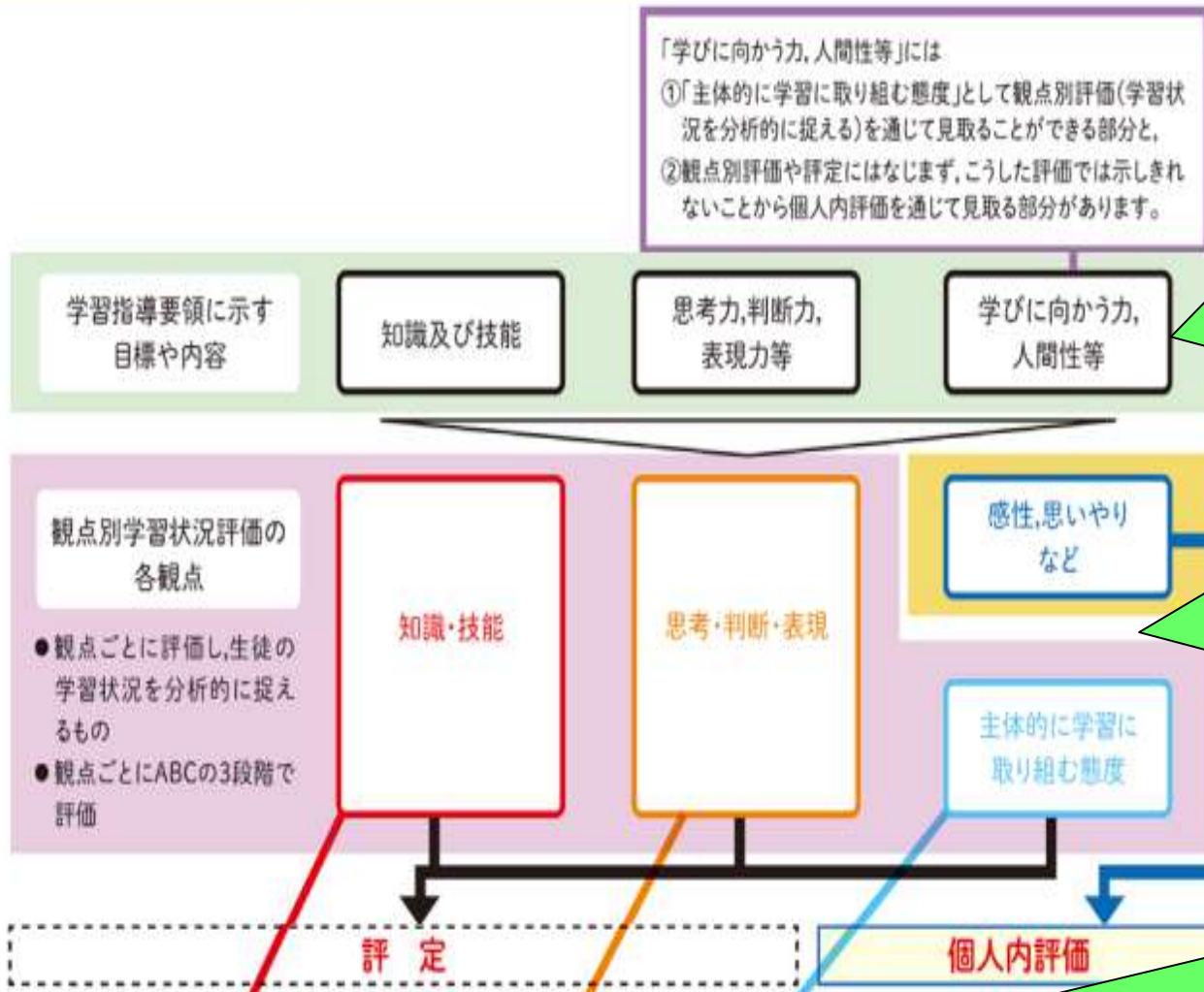
思考力、判断力、表現力等

【参考】学校教育法第30条第2項

生涯にわたり学習する基盤が培われるよう、基礎的な知識及び技能を習得させるとともに、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力その他の能力をはぐくみ、主体的に学習に取り組む態度を養うことに、特に意を用いなければならない。

資質・能力の三つの柱に基づいた目標や内容の再整理を踏まえて、観点別学習状況の評価の観点については、小・中・高等学校の各教科等を通じて、「知識・技能」「思考・判断・表現」「主体的に学習に取り組む態度」の3観点に整理。





果たして、人間性を目標とし評価できるのか。それでも評価しようとするれば、その時の教師は何者か

果たして、「感性、思いやり」などと「主体的に取り組む態度」は区別できるのか。この区分は合理的なのか。

子ども個々人が内省的に、どうであるとか、どうありたいとかと「評価」するもの。観点別評価とは「異質」であり、「評価の基本構造」には位置づかない。そもそも「感性、思いやり」は、個人内であっても、「カリキュラム・マネジメント」により「評価」対象としてあげるべきものなのか。(全人格管理に通じないか)

「知識・技能」の評価の方法

「知識・技能」の評価の考え方は、従前の評価の観点である「知識・理解」、「技能」においても重視してきたところです。具体的な評価方法としては、例えばペーパーテストにおいて、事実的な知識の習得を問う問題と、知識の概念的な理解を問う問題とのバランスに配慮するなどの工夫改善を図る等が考えられます。また、生徒が文章による説明をしたり、各教科等の内容の特質に応じて、観察・実験をしたり、式やグラフで表現したりするなど実際に知識や技能を用いる場面を設けるなど、多様な方法を適切に取り入れていくこと等も考えられます。

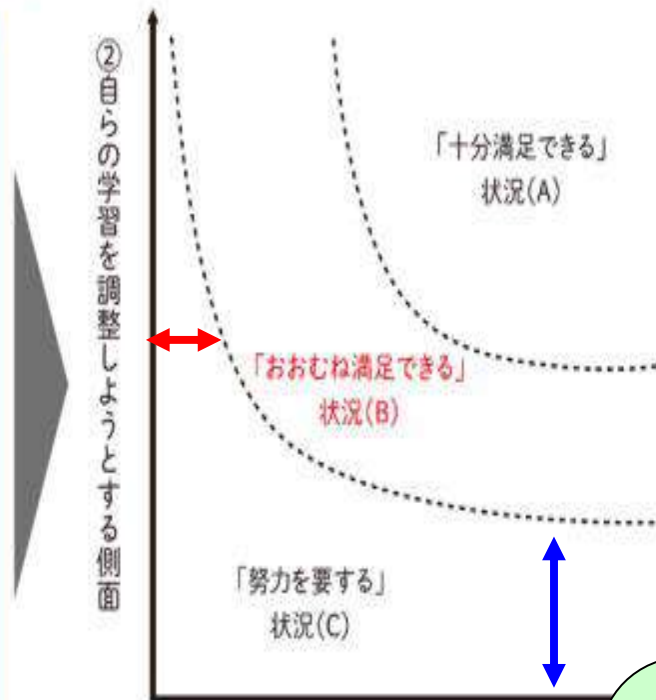
「思考・判断・表現」の評価の方法

「思考・判断・表現」の評価の考え方は、従前の評価の観点である「思考・判断・表現」においても重視してきたところです。具体的な評価方法としては、ペーパーテストのみならず、論述やレポートの作成、発表、グループでの話し合い、作品の制作や表現等の多様な活動を取り入れたり、それらを集めたポートフォリオを活用したりするなど評価方法を工夫することが考えられます。

「主体的に学習に取り組む態度」の評価のイメージ

○「主体的に学習に取り組む態度」の評価については、①知識及び技能を獲得したり、思考力、判断力、表現力等を身に付けたりすることに向けた粘り強い取組を行おうとする側面と、②①の粘り強い取組を行う中で、自らの学習を調整しようとする側面、という二つの側面から評価することが求められる。

○これら①②の姿は実際の教科等の学びの中では別々ではなく相互に関わり合いながら立ち現れるものと考えられる。例えば、自らの学習を全く調整しようとせず粘り強く取り組み続ける姿や、



「主体的に学習に取り組む態度」については、①知識及び技能を獲得したり、思考力、判断力、表現力等を身に付けたりすることに向けた粘り強い取組の中で、②自らの学習を調整しようとしているかどうかを含めて評価する。

**子どもの努力よりも、メタ認知を重視
「新」能力主義
学びの当事者からの遊離化・離脱化
「新たな」主体的な学びの弊害**

①が高く評価されても、
②が相当程度に評価されないと(C)止まり

①はそこそこの評価でも、
②が相当程度に評価されるならなら(B)に

「自らの学習を調整しようとする側面」とは…

自らの学習状況を把握し、学習の進め方について試行錯誤するなどの意思的な側面のことです。評価に当たっては、生徒が自らの理解の状況を振り返ることができるような発問の工夫をしたり、自らの考えを記述したり話し合ったりする場面、他者との協働を通じて自らの考えを相対化する場面を、単元や題材などの内容のまとまりの中で設けたりするなど、「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善を図る中で、適切に評価できるようにしていくことが重要です。

「主体的に学習に取り組む態度」の評価の方法

具体的な評価方法としては、ノートやレポート等における記述、授業中の発言、教師による行動観察や、生徒による自己評価や相互評価等の状況を教師が評価を行う際に考慮する材料の一つとして用いることなどが考えられます。その際、各教科等の特質に応じて、生徒の発達の段階や一人一人の個性を十分に考慮しながら、「知識・技能」や「思考・判断・表現」の観点の状況を踏まえた上で、評価を行う必要があります。

評価時期の工夫の例

- 日々の授業の中では生徒の学習状況を把握して指導に生かすことに重点を置きつつ、各教科における「知識・技能」及び「思考・判断・表現」の評価の記録については、原則として単元や題材などのまとめりごとに、それぞれの実現状況が把握できる段階で評価を行う。
- 学習指導要領に定められた各教科等の目標や内容の特質に照らして、複数の単元や題材などにわたって長期的な視点で評価することを可能とする。

Q1 1回の授業で、3つの観点全てを評価しなければならないのですか。

A. 学習評価については、日々の授業の中で生徒の学習状況を適宜把握して指導の改善に生かすことに重点を置くことが重要です。したがって観点別学習状況の評価の記録に用いる評価については、毎回の授業ではなく原則として単元や題材などの内容や時間のまとめりごとに、それぞれの実現状況を把握できる段階で行うなど、その場면을精選することが重要です。

Ⅱ. 新学習指導要領と学習評価の改革

Ⅱ-3. 学習評価と指導及び教育課程の一体改革

○ 今次学習指導要領改訂の特徴

1) 学習評価改革と一体改革

- ・ 学習評価は、成績付けや判定が目的ではなく、教員の指導改善や生徒自身の学習改善、さらにはカリキュラム・マネジメントや学校改善につなげていくべきもの。

(石井英真「高校で行う観点別評価では、豊かなペーパーテストと豊かなタスク(課題)によって“使える”レベルの学力を育成・評価」(Kawaijuku Guideline 2019.4・5)



学校内の改善に閉ざされている

○今次学習指導要領改訂の特徴

2) 高校への観点別評価の本格的導入

- ・観点別評価が、現行の4つの観点(「知識・理解」、「技能・表現」、「思考・判断」、「関心・意欲・態度」)が、新学習指導要領で育成をめざす資質・能力の3つの柱に対応して、3つの観点(「知識・技能」、「思考・判断・表現」、「主体的に学習に取り組む態度」)に整理されたこと
- ・「主体的に学習に取り組む態度」の評価は、「自ら学習を調整しようとする態度」の側面と「粘り強く学習に取り組む態度」の側面の2つから評価する
- ・「自己調整」とは、メタ認知的な力

(石井論文)

○観点別評価における「指導の評価化」の問題

- ・従来の小・中学校の観点別評価は、毎時間全ての観点を看取るものになっている。授業は評価のためのデータ取りや学習状況の点検（「指導の評価化」）の場に

→ **新学習指導要領でも起こる危険性あり**
… 客観データ主義

- ・授業と評価を合わせる（さらに評価に授業を合わせる）ことが観点別評価を行う上で重要 （石井論文）

→ **評価 → 試験・課題・作品 → 授業**
子どもの発達保障と教師の専門職性が正しく位置づかないと、煩雑なルーチン業務のオートマチック化（ICTの介入）の危険あり

○三つの学習評価 (B.S.ブルーム。米国心理学者)

診断的評価・・・指導開始時点でも

形成的評価・・・指導を改善し子ども

総括的評価・・・最終的な学習到達

・総括的評価・・・評定や観点別評価

子ども一人ひとりについて、確かな根拠を基づく客観的な評価が必要。思考力の可視化に資する豊かなテストやタスク。

・形成的評価

指導改善につながる程度の厳密さ。ポイントになる子どもの机間指導時のチェックや、子どもとのやり取りや子どものつぶやき等を通した、子どもたちの理解状況や食いつき具合などの把握

**三つの学習評価は、
大前提として、
指導者による、
自前の評価である
ことを要す**

こうした評価観は、果たして行政や関係者に共有されているのか

○「育成をめざす資質・能力の3つの柱」と「学力の3層構造」と観点別評価の関係

・学力の質についての三層構造

「知識の獲得と定着(知っている・できる)」

「知識の意味理解と洗練(わかる)」

「知識の有意味な使用と創造(使える)」

・資質・能力の3つの柱〈図表1〉に対応した3つの観点を学力の質的レベルを踏まえ理解する〈図表2〉〈図表3〉

・資質能力の3つの柱に込められたメッセージ

「知識・技能」・・・要素的知識ではなく、概念を大事にする

「思考力・判断力・表現力」・・・理解を踏まえて問題解決に活かす

「学びに向かう力・人間性等」・・・学校の学習をよりよく生きていく

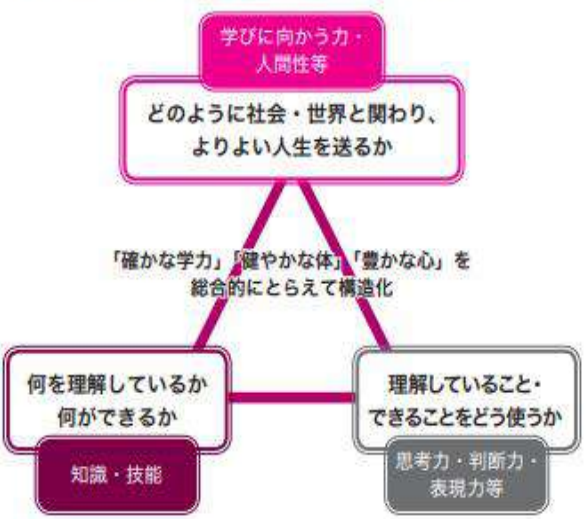
(石井論文)

<図表2> 現行の4観点の評価実践の傾向

能力・学習活動の階層レベル（カリキュラムの構造）		資質・能力の要素（目標の柱）				
		知識	スキル		情意（関心・意欲・態度・人格特性）	
教科等の枠づけの中での学習		知識	認知的スキル	社会的スキル	達成による自己効力感 内容の価値に即した内発的動機、教科への関心・意欲 活動の社会的レバンスに即した内発的動機、教科観・教科学習観（知的傾向・態度）	
		知識の獲得と定着（知っている・できる）	事実に知識、技能（個別的スキル）	記憶と再生、機械的実行と自動化		学び合い、知識の共同構築
		知識の意味理解と洗練（わかる）	概念的知識、方略（複合的プロセス）	解釈、関連付け、構造化、比較・分類、帰納的・演繹的推論		
知識の有意義な使用と創造（使える）	見方・考え方（原理と一般化、方法論）を軸とした領域固有の知識の複合体	知的問題解決、意思決定、仮説的推論を含む証明・実験・調査、知やモノの創発（批判的思考や創造的思考が深く関わる）	プロジェクトベースの対話（コミュニケーション）と協働			

(石井英真准教授)

<図表1> 育成をめざす資質・能力の3つの柱



(文部科学省資料)

<図表3> 新しい評価実践の方向性

能力・学習活動の階層レベル（カリキュラムの構造）		資質・能力の要素（目標の柱）				
		知識	スキル		情意（関心・意欲・態度・人格特性）	
教科等の枠づけの中での学習		知識	認知的スキル	社会的スキル	達成による自己効力感 内容の価値に即した内発的動機、教科への関心・意欲 活動の社会的レバンスに即した内発的動機、教科観・教科学習観（知的傾向・態度）	
		知識の獲得と定着（知っている・できる）	事実に知識、技能（個別的スキル）	記憶と再生、機械的実行と自動化		学び合い、知識の共同構築
		知識の意味理解と洗練（わかる）	概念的知識、方略（複合的プロセス）	解釈、関連付け、構造化、比較・分類、帰納的・演繹的推論		
知識の有意義な使用と創造（使える）	見方・考え方（原理と一般化、方法論）を軸とした領域固有の知識の複合体	知的問題解決、意思決定、仮説的推論を含む証明・実験・調査、知やモノの創発（批判的思考や創造的思考が深く関わる）	プロジェクトベースの対話（コミュニケーション）と協働			

(石井英真准教授)

Ⅲ. 「次世代の学校・地域創生プラン」後の教育改革

Ⅲ-1. 文科省「地域創生プラン」の限界

◇2015年前後に教育(課程)改革の原理とビジョンの転換

- ・次世代の学校・地域創生プラン(2016年1月)と新学習指導要領(2017、18年)との間のズレ
 - ・・・経産省等の教育改革での「復権」

こうした歴史的な経緯を勘案すると、今回の改定において「教育課程」の「再定位」とも言うべき提起がなされていることは、教育内容行政に何らかの転換がもたされようとしていることを看過してはならない。

(植田健男「今次学習指導要領改訂と『教育課程』の経営をめぐる論点」『日本教育経営学会紀要』第62号、2021年、97頁)

2030年の教育を展望する
—「未来の教室」と公教育のゆくえ—

■講演者

浅野 大介 氏 (経済産業省)

「未来の教室」がめざす新しい公教育のかたち

■日時

2022年 3月 26日(土)
10:00~12:20

■開催方法

「なぜ、経産省が教育政策？」

(答) 文科省を「ひとりぼっち」にしてはいけないから

政府は基本的には「独占事業体」の集まり（各省設置法・組織令・規則）。責任の所在を明確にする「官僚制の知恵」を活かしつつも、「独占の弊害」を最小化することが大事。

そのためには“プランB”を出し続ける省庁として振る舞い、重要政策の責任官庁を「ひとりぼっち」にしないことが重要。

政策の質や実効性は、関係省庁の“多様性”と周囲の“Critical Friends”の数で決まるが、他分野に比べて教育政策分野はこれに乏しい印象。

(例：環境政策とエネルギー政策、金融政策と産業政策)

文部科学省が2017年学習指導要領が掲げた理想を“本気で実現する”ために、根本的に異なる発想や行動の面で刺激をする“ライバル”で“心の友”と言える存在の厚みを増すことが欠かせないのではないか。

遅くとも2017年学習指導要領改訂時には、経産省は教育改革への関与・主導の手応えあり（つまりは、学習指導要領の作成時から大きな影響力）

「1人1台端末のデジタル環境」の実証から始まり（2018年度～）、
 「GIGAスクール構想」の立案・根回し・実現（2019年度～）
 「教育DX」の構想・実現へ（2021年度～）
 基盤は一気に整備し、現実は今後徐々に（“戦力の逐次投入”の悪癖を捨てた）

個別学習計画の策定・運用の重要性（「未来の教室」実証事業）

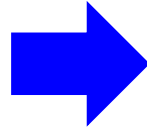
STEP1 「未来の教室」実証事業：「1人1台」先進事例創出のフェーズ
 2018年度～：経済産業省

「学びの個別最適化」=自分のペースで学べる学習環境
 「学びのSTEAM化」=学際的な探究ができる学習環境

STEP2 「GIGAスクール構想」：全国一斉・国庫補助投入で「1人1台端末」環境を創出
 2019年度～：文部科学省（高校1人1台は道半ば、小中もネットワーク環境は不安）

STEP3 「EdTech導入補助金」「STEAMライブラリ」：GIGAをフル活用するソフトの普及
 2019年度～：経済産業省

「デジタル庁」発足、各省の関係管理職「全員併任」、「ロードマップ」公表
 2021年度～：デジタル庁・文部科学省・経済産業省・総務省



これまでの画一的な時間割

<これまでの画一的な時間割>

・教科書会社が標準授業時数に基づく単元配当計画表を作成し、それをもとに学校は年間指導計画と時間割を作成
 ⇒一律一斉の受動的学習では自分の学びをデザインできず

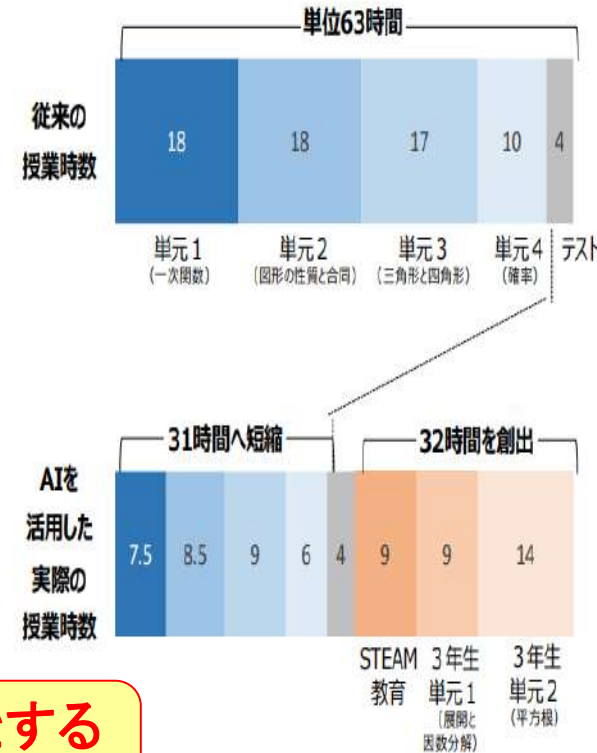


<個別学習計画に基づく時間割>

・教師による学習カウンセリングを通じた時間割の作成
 ・教師が「個別最適な学び」をコーディネート
 ⇒子どもたちが自分の学びをデザインできるようになる

**自らの学習を調整しようとする
 （学習指導要領に通ずる）**

麹町中学校におけるAI教材を導入した事例



浅野報告資料

(出所) 経済産業省「産業構造審議会 教育イノベーション小委員会 第3回学びの自律化・個別最適化ワーキンググループ 木村政文委員提出資料」、
 Wedge「AI教材で授業時間が半分！？ 麹町中学の授業改革」(2019年12月4日)を基に経済産業省が作成。

「学びの自律化・個別最適化」：「自己調整」のパーソナル・トレーニングの重視

自らの学習を調整しようとする

「みんな違う」 「約束と習慣」 「データ重視」



国策として、当時の文部省が推進

決められた教室・学年の中で、
「一律の目標のもとで」
「一律の内容を」「一律のペースで」
「一斉に」「受け身で」学ぶ



国策としての人材(人財)養成の主導権を文科省は失う。学校さえも管理できない。評価のアプローチから人材養成に接近し、「教育課程」管理せざるを得ない。

居場所や学年や時間の制約を必ずしも受けず、
「自分の個人目標と選択のもとに」
「多様な内容を」「多様なペースで」
「個別に、時に協働的に」「能動的に」学ぶ

◇行政と民間を総動員し、超スマート社会Society5.0の実現

・Society5.0の初出

内閣府総合科学技術・イノベーション会議第5期科学技術基本計画」(2016-21年度)

※ 経済財政諮問会議「経済・財政再生計画 改革工程表」(2015年12月24日)に基づき策定。

・ICT(情報通信技術)を最大限に活用し、サイバー空間とフィジカル空間を融合させた超スマート社会(Society5.0)構想

日本経済再生会議(首相官邸)の下に未来投資会議(2016年9月9日)を設置

→ IOT(モノのインターネット)、ビッグデータなどの第4次産業革命関連分野への集中投資、AI時代に対応できる人材の育成

→ 生産性革命への貢献=学びの革新競争:文科省、経産省、厚労省、総務省
プログラミング教育、情報活用力教育、ICT環境の整備、新たなテクノロジーの活用

教育再生実行会議第11次提言「技術の進展に応じた教育の革新、新時代に対応した高等学校改革について」(2019年5月17日)

I部:《総論》技術の進展に応じた教育の革新

○AIやロボティクスなど急速に進む技術革新に対応した教育

- ・文系理系の分断の見直しと新技術が普及していく社会の創造

→ 基盤的学力(基礎的読解力・数学的思考力など)

情報活用能力の育成

STEAM教育(Science, Technology, Engineering, Art, Mathematics)の導入

Ⅱ部：《高校に焦点化した各論》

新時代に対応した高等学校改革について

□STEAM教育

□普通科の類型化

□公正に個別最適化された学習

(スタディ・ログ = 学習履歴)

□公正に個別最適化された学習

○スタディ・ログ(学習履歴)から収集された教育ビッグデータと認知科学の活用により、個人の認知と性向の特性を踏まえた支援と個別最適化された学びが実現。

個人の認知(メタ認知。自己評価)はあるが、教師による評価(観点別評価も評定も。さらには診断的評価も形成的評価も)は、すでに消えている。

消え去ったものは、不要として破棄されたか、自己責任(個人の認知と性向)か、あるいはICTが回収している。このとき、教師はどこにいるのか。どういった存在か。

→ 学校の役割: 実体験や他者との対話・協働、多様な学習活動の機会の公正な提供。

(文部科学省「Society5.0に向けた人材育成に係る大臣懇談会」報告書

「Society5.0に向けた人材育成—社会が変わる、学びが変わる—」2017年6月)

→ 公教育の役割：子どもの学びの状況を観察し、個々人に応じた学びの実現の支援。

学校Ver.1.0・・・「勉強」の時代の学校

学校Ver.2.0・・・アクティブ・ラーニングの時代の学校
(現在の学校)

学校Ver.3.0・・・「学び」の時代の学校 (Society5.0に対応する学校)

教育プログラムの個別最適化

→ グレードとしての学年制の無味化 = 能力別グレード

→ 学びの場 = 教育プログラムの提供主体の拡大

{次世代型学校-大学-NPO-企業など}

(文部科学省「Society5.0に向けた人材育成に係る大臣懇談会」報告書

「Society5.0に向けた人材育成ー社会が変わる、学びが変わるー」2017年6月)

「学びの生産性」

・・・学習者が得る能力の価値／学校や塾に費やす時間の総計（経産省）

○個々の学び手は最適化された学習の場を求めて、学校や民間教育（塾など）を自由に選択し、移動できる。

→ 学びは、個別に与えられ選ぶもの。自らつくるものでも、みんなで作るものでもない。

「一人ひとり、みんなで学ぶ。」「みんなで、一人ひとり学ぶ。」がない。

→ 公教育が、私教育に解消される。

消私たちが、今本当に向き合い、格闘すべきもの
公教育とは何かを問うこと。学校とは、教育課程とは何か
を足元から問うこと。学校づくり、開かれた教育課程づくり。

補足. 阿部守一知事下の長野県の教育改革

- ・2012年7月:長野県教委「教員の資質向上・教育制度検討会議」が設置される。 **不信**

2012年9月:「長野県の教育を考える会」発足

- ・2013年後半:同検討会議「新教員評価」(匿名満足度評価・給与処遇連動評価)の検討。 **評価**

- ・2016年10月:県教育委員会「高校フロンティアー学びの改革 基本構想(案)」発表。 **統廃合**

- ・2019年9月:公立高等学校入学者選抜制度(第二次案)

学校・地域創生プランの延長か?、Society5.0人材の養成か?

Ⅲ-2. 令和の日本型学校教育

「令和の日本型学校教育」の構築を目指して

～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～(答申)【概要】

第I部 総論

令和3年1月26日
中央教育審議会

1. 急激に変化する時代の中で

- 社会の在り方が劇的に変わる「School Education in the 21st Century」
- 新型コロナウイルスの感染拡大など先行き不透明な未来

文科省は高く評価するも、経産省・内閣府・財務省はスリム化の対象。

児童生徒が、自分のよさや可能性を認識するとともに他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることができるようにすることが必要

ICTの活用

2. 日本型学校教育の成り立ちと成果、課題と新たな動きについて

成果

- 学校が学習指導のみならず、生徒指導の面でも主要な役割を担い、児童生徒の状況を総合的に把握して教師が指導を行うことで、子供たちの知・徳・体を一体で育む「日本型学校教育」は、諸外国から高い評価
- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、全国的に学校の臨時休業措置が取られたことにより再認識された学校の役割
①学習機会と学力の保障 ②全人的な発達・成長の保障 ③身体的、精神的な健康の保障 (安全・安心につながる可以保证の居場所・セーフティネット)

課題

子供たちの意欲・関心・学習習慣等や、高い意欲や能力をもった教師やそれを支える職員の力により成果を挙げる一方、変化する社会の中で以下の課題に直面

- 本来であれば家庭や地域でなすべきことまでが学校に委ねられることになり、結果として学校及び教師が担うべき業務の範囲が拡大され、その負担が増大
- 子供たちの多様化 (特別支援教育を受ける児童生徒や外国人児童生徒等の増加, 貧困, いじめの重大事態や不登校児童生徒数の増加等)
- 生徒の学習意欲の低下
- 教師の長時間勤務による疲弊や教員採用倍率の低下, 教師不足の深刻化
- 学習場面におけるデジタルデバイスの使用が低調であるなど, 加速度的に進展する情報化への対応の遅れ
- 少子高齢化, 人口減少による学校教育の維持とその質の保証に向けた取組の必要性
- 新型コロナウイルス感染症の感染防止策と学校教育活動の両立, 今後起こり得る新たな感染症への備えとしての教室環境や指導体制等の整備

教育振興基本計画の理念
(自立・協働・創造)の継承

学校における
働き方改革の推進

GIGAスクール構想の
実現

新学習指導要領の
着実な実施

必要な改革を躊躇なく進めることで、従来の日本型学校教育を発展させ、「令和の日本型学校教育」を実現

3. 2020年代を通じて実現すべき「令和の日本型学校教育」の姿

① 個別最適な学び（「個に応じた指導」（指導の個別化と学習の個性化）を学習者の視点から整理した概念）

- ◆ **新学習指導要領では、「個に応じた指導」を一層重視し、指導方法や指導体制の工夫改善により、「個に応じた指導」の充実を図るとともに、コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を活用するために必要な環境を整えることが示されており、これらを適切に活用した学習活動の充実を図ることが必要**
- ◆ **GIGAスクール構想の実現による新たなICT環境の活用、少人数によるきめ細かな指導体制の整備を進め、「個に応じた指導」を充実していくことが重要**
- ◆ **その際、「主体的・対話的で深い学び」を実現し、学びの動機付けや幅広い資質・能力の育成に向けた効果的な取組を展開し、個々の家庭の経済事情等に左右されることなく、子供たちに必要な力を育む**

指導の個別化

- 基礎的・基本的な知識・技能等を確実に習得させ、思考力・判断力・表現力等や、自ら学習を調整しながら粘り強く学習に取り組む態度等を育成するため、**支援が必要な子供により重点的な指導を行うことなど効果的な指導を実現**
- **特性や学習進度等に応じ、指導方法・教材等の柔軟な提供・設定を行う**

学習の個性化

- 基礎的・基本的な知識・技能等や情報活用能力等の学習の基盤となる資質・能力等を土台として、**子供の興味・関心等に応じ、一人一人に応じた学習活動や学習課題に取り組む機会を提供することで、子供自身が学習が最適となるよう調整する**

- ◆ 「個別最適な学び」が進められるよう、これまで以上に**子供の成長やつまずき、悩みなどの理解に努め、個々の興味・関心・意欲等を踏まえてきめ細かく指導・支援**することや、**子供が自らの学習の状況を把握し、主体的に学習を調整することができるよう促していくことが求められる**
- ◆ その際、ICTの活用による**生徒指導上のデータ、健康診断情報等を利活用することや、教師の負担を軽減することが重要**

令和の学校の拠り所

それぞれの学びを一体的に充実し「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善につなげる

評価さえもICTにとって代わられる危険性

② 協働的な学び

- 「個別最適な学び」が「孤立した学び」に陥らないよう、**探究的な学習や体験活動等を通じ、子供同士で、あるいは多様な他者と協働しながら、他者を価値ある存在として尊重し、様々な社会的な変化を乗り越え、持続可能な社会の創り手となることができるよう、必要な資質・能力を育成する「協働的な学び」を充実することも重要**
- **集団の中で個が埋没してしまうことのないよう、一人一人のよい点や可能性を生かすことで、異なる考え方が組み合わせさり、よりよい学びを生み出す**
- **知・徳・体を一体的に育むためには、教師と子供、子供同士の関わり合い、自分の感覚や行為を通して理解する実習・実験、地域社会での体験活動など、様々な場面でリアルな体験を通じて学ぶことの重要性が、AI技術が高度に発達するSociety5.0時代にこそ一層高まる**
- **同一学年・学級はもとより、異学年間の学びや、ICTの活用による空間的・時間的制約を超えた他の学校の子供等との学び合いも大切**

9. Society5.0時代における教師及び教職員組織の在り方について

(1) 基本的な考え方

- AIやロボティクス、ビッグデータ、IoTといった技術が発展したSociety5.0時代の到来に対応し、教師の情報活用能力、データリテラシーの向上が一層重要
- 教師や学校は、変化を前向きに受け止め、求められる知識・技能を意識し、継続的に新しい知識・技能を学び続けていくことが必要であり、教職大学院が新たな教育課題や最新の教育改革の動向に対応できる実践力を育成する役割を担うことも大いに期待
- 多様な知識・経験を持つ人材との連携を強化し、そういった人材を取り込むことで、社会のニーズに対応しつつ、高い教育力を持つ組織となる必要がある

(2) 教師のICT活用指導力の向上方策

- 国で作成されたICTを活用した学習場面や各教科等の指導におけるICT活用に係る動画コンテンツについて、教職課程の授業における活用を促進
- 教職課程において各教科に共通して修得すべきICT活用指導力を総論的に修得できるように新しく科目を設けることや、教職実践演習において模擬授業などのICTを活用した演習を行うこと等について検討し、教職課程全体を通じた速やかな制度改正等が必要
- 教師のICT活用指導力の充実に向けた取組について大学が自己点検評価を通じて自ら確認することや、国において大学の取組状況のフォローアップ等を通じて、大学が実践的な内容の授業を確実に実施できる仕組みの構築
- 都道府県教育委員会等が定める教師の資質・能力の育成指標における、ICT活用指導力の明確化等による都道府県教育委員会等の研修の体系的かつ効果的な実施
- 教師向けオンライン研修プログラムの作成など、研修コンテンツの提供や都道府県における研修の更なる充実
- 教員研修等におけるICT機器の積極的な使用やオンラインも含めた効果的な実施

(3) 多様な知識・経験を有する外部人材による教職員組織の構成等

- 「社会に開かれた教育課程」の実現に向け、地域の人的資源等を活用し、学校教育を社会との連携の中で実現
- 社会教育士を活用し、学校と地域が連携した魅力的な教育活動の企画・実施
- 社会人等の勤務と学修時間の確保の両立に向けた、教職特別課程における修業年限の弾力化等による制度活用の促進
- 従来の特別免許状とは別に、より短期の有効期間で柔軟に活用できる免許状の授与等により、多様な人材が参画できる柔軟な教職員組織の構築

(4) 教員免許更新制の実質化について

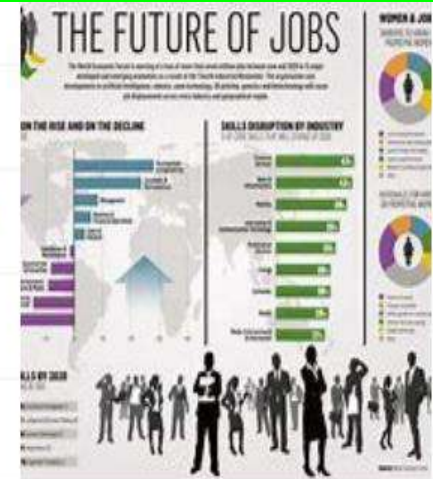
- 教員免許更新制が現下の情勢において、子供たちの学びの保障に注力する教師や迅速な人的体制の確保に及ぼす影響の分析
- 教員免許更新制や研修を巡る制度に関する包括的検証の推進により、必要な教師数の確保とその資質・能力の確保が両立できるような在り方の総合的検討

(5) 教師の人材確保

- 教師の魅力を発信する取組の促進、学校における働き方改革の取組や教職の魅力向上策の国による収集・発信や、民間企業等に就職した社会人等を対象とした、教職に就くための効果的な情報発信
- 教員免許状を持つものの教職への道を諦めざるを得なかった就職氷河期世代等が円滑に学校教育に参画できる環境整備
- 高い採用倍率を維持している教育委員会の要因の分析・共有等による、中長期的視野からの計画的な採用・人事の推進

Ⅲ－3. 新型コロナ下で加速する第4次産業革命

「第4次産業革命」=2016年のダボス会議で提起。（第一次産業革命：蒸気機関と紡績機、第二次産業革命：大工場大量生産システム、重化学工業、第三次産業革命：IT産業、第四次産業革命：AIとロボット、インターネットによる情報の集約化とビッグ・データ）



2020年段階で、すでに労働の29%が機械化（人工知能とロボット）されている。世界経済フォーラムは昨年末の報告書で2025年には労働の52%が機械化すると予想。2022年には金融業の20%、自動車産業で19%、小売業で17%、情報産業で18%、教育で14%、行政で14%、医療保険で11%の労働が機械化されると予測している。

現在12歳の子どもたちが就く仕事の65%は、今存在しない仕事（現在より知的に高度な仕事）になる。（アクティブ・ラーニングは、もともとの第4次産業革命への対応の施策であった。）

第4次産業革命と教育市場の膨張： 公教育の危機

- ▶ 他方、ICT教育は「ビッグ・ビジネス」へと変化している。
(2012年：400兆円、2019年：600兆円、2025年：1000兆円
(自動車の世界市場の5倍)) **新型コロナ下で教育市場の年
成長率14.7%が、34-37%加速している。**

- ▶ 第4次産業革命によって、公教育の教育企業への委託と
売却が世界的に進行している。中国はICT教育への投資が5
年間で6億ドルから52億ドルへ。**スウェーデンでは2割**

**以上の公立学校が民営化、インドは都市部では5割以上、農村部でも3割以上の公立学校
が民営化（安上がりの私立学校（LFP School）へ。この傾向は途上国共通。）その背
後にグローバル化によって、どの国家も債務国家になり、民営化された学校で
は、ICT教育で教師の大量解雇を行い、教育企業とIT企業が多大な利益をあげている。**

- ▶ 民営化の標的になっているのは、途上国、貧困地域、マイノリティ、低学力の学校。
(博愛主義の標語による浸食が特徴)。
- ▶ 新型コロナによって、2027年の「Smart education and learning market」（教師
のいない学校の市場規模）は、7,830億ドルに達する見込み。(CAGR 19.6%)



現状認識

国内外における情勢変化

- 世界秩序の再編の始まりと、科学技術・イノベーションを中核とする国家間の覇権争いの激化
- 気候危機などグローバル・アジェンダの脅威の現実化
- ITプラットフォームによる情報独占と、巨大な富の偏在化

加速

新型コロナウイルス感染症の拡大

- 国際社会の大きな変化
 - 感染拡大防止と経済活動維持のためのスピード感のある社会変革
 - サプライチェーン寸断が迫る各国経済の持続性と強靭性の見直し
- 激変する国内生活
 - テレワークやオンライン教育をはじめ、新しい生活様式への変化

科学技術・イノベーション政策の振り返り

- 目的化したデジタル化と相対的な研究力の低下
 - デジタル化は既存の業務の効率化が中心、その本来の力が未活用
 - 論文に関する国際的地位の低下傾向や厳しい研究環境が継続
- 科学技術基本法の改正
 - 科学技術・イノベーション政策は、自然科学と人文・社会科学を融合した「総合知」により、人間や社会の総合的理解と課題解決に資するものへ

「グローバル課題への対応」と「国内の社会構造の改革」の両立が不可欠

我が国が目指す社会(Society 5.0)

国民の安全と安心を確保する持続可能で強靭な社会

【持続可能性の確保】

- SDGsの達成を見据えた持続可能な地球環境の実現
- 現世代のニーズを満たし、将来の世代が豊かに生きていける社会の実現

【強靭性の確保】

- 災害や感染症、サイバーテロ、サプライチェーン寸断等の脅威に対する持続可能で強靭な社会の構築及び総合的な安全保障の実現

一人ひとりの多様な幸せ(well-being)が実現できる社会

【経済的な豊かさとの質的な豊かさの実現】

- 誰もが能力を伸ばせる教育と、それを活かした多様な働き方を可能とする労働・雇用環境の実現
- 人生100年時代に生涯にわたり生き生きと社会参加し続けられる環境の実現
- 人々が夢を持ち続け、コミュニティにおける自らの存在を常に肯定し活躍できる社会の実現

この社会像に「信頼」や「分かち合い」を重んじる我が国の伝統的価値観を重ね、Society 5.0を実現

国際社会に発信し、世界の人材と投資を呼び込む

Society 5.0の実現に必要なもの

サイバー空間とフィジカル空間の融合による持続可能で強靭な社会への変革

新たな社会を設計し、価値創造の源泉となる「知」の創造

新たな社会を支える人材の育成

「総合知による社会変革」と「知・人への投資」の好循環

Society 5.0の実現に向けた科学技術・イノベーション政策

- 総合知やエビデンスを活用しつつ、未来像からの「バックキャスト」を含めた「フォーサイト」に基づき政策を立案し、評価を通じて機動的に改善
- 5年間で、政府の研究開発投資の総額 30兆円、官民合わせた研究開発投資の総額 120兆円 を目指す

国民の安全と安心を確保する持続可能で強靭な社会への変革

- (1) サイバー空間とフィジカル空間の融合による新たな価値の創出
 - ・ 政府のデジタル化、デジタル庁の発足、データ戦略の完遂（ベースレジストリ整備等）
 - ・ Beyond 5G、スパコン、宇宙システム、量子技術、半導体等の次世代インフラ・技術の整備・開発
- (2) 地球規模課題の克服に向けた社会変革と非連続なイノベーションの推進
 - ・ カーボンニュートラルに向けた研究開発（基金活用等）、循環経済への移行
- (3) レジリエントで安全・安心な社会の構築
 - ・ 脅威に対応するための重要技術の特定と研究開発、社会実装及び流出対策の推進
- (4) 価値共創型の新たな産業を創出する基盤となるイノベーション・エコシステムの形成
 - ・ SBIR制度やアントレ教育の推進、スタートアップ拠点都市形成、産学官共創システムの強化
- (5) 次世代に引き継ぐ基盤となる都市と地域づくり(スマートシティの展開)
 - ・ スマートシティ・スーパーシティの創出、官民連携プラットフォームによる全国展開、万博での国際展開
- (6) 様々な社会課題を解決するための研究開発・社会実装の推進と総合知の活用
 - ・ 総合知の活用による社会実装、エビデンスに基づく国家戦略[※]の見直し・策定と研究開発等の推進
 - ・ ムーンショットやSIP等の推進、知財・標準の活用等による市場獲得、科学技術外交の推進

※AI技術、バイオテクノロジー、量子技術、マテリアル、宇宙、海洋、環境エネルギー、健康・医療、食料・農林水産業等

知のフロンティアを開拓し価値創造の源泉となる研究力の強化

- (1) 多様で卓越した研究を生み出す環境の再構築
 - ・ 博士課程学生の処遇向上とキャリアパスの拡大、若手研究者ポストの確保
 - ・ 女性研究者の活躍促進、基礎研究・学術研究の振興、国際共同研究・国際頭脳循環の推進
 - ・ 人文・社会科学の振興と総合知の創出（ファンディング強化、人文・社会科学研究のDX）
- (2) 新たな研究システムの構築(オープンサイエンスとデータ駆動型研究等の推進)
 - ・ 研究データの管理・利活用、スマートラボ・AI等を活用した研究の加速
 - ・ 研究施設・設備・機器の整備・共用、研究DXが開拓する新しい研究コミュニティ・環境の醸成
- (3) 大学改革の促進と戦略的経営に向けた機能拡張
 - ・ 多様で個性的な大学群の形成（真の経営体への転換、世界と伍する研究大学の更なる成長）
 - ・ 10兆円規模の大学ファンドの創設

一人ひとりの多様な幸せと課題への挑戦を実現する教育・人材育成

探究力と学び続ける姿勢を強化する教育・人材育成システムへの転換

- ・ 初等中等教育段階からのSTEAM教育やGIGAスクール構想の推進、教師の負担軽減
- ・ 大学等における多様なカリキュラムやプログラムの提供、リカレント教育を促進する環境・文化の醸成

社会からの要請
知と人材の投入

【概要】 Society5.0の実現に向けた教育・人材育成に関する政策パッケージ

社会構造の変化の中で新しい価値を生み出すのは「人」
 これからは人と違う特性や興味を持っていることが新しい価値創造・イノベーションの源泉
 「well-being(一人ひとりの多様な幸せ)」を実現できる「創造性」あふれる社会に向けた学びへの転換が必要

社会構造の変化

教室の中にある多様性

バイアスのかかる理系の進路選択

従来の教育の全面否定



	男	女
OECD/PISA調査 15歳段階の科学的リテラシーの高成績者の割合	約21万人 40%	約19万人 37%
高校で理系を選択する	約14万人 27%	約8万人 16%
学士で理工農系を専攻する	約9.4万人 18%	約2.6万人 5%
修士で理工農系を専攻する	約3.5万人 7%	約0.7万人 1%

※一学年あたりの人数及び一学年(男女別)あたりの割合については、本体スライド15の出典と同様。

＜教育・人材育成システムの転換の方向性＞

同質性・均質性
一律一様の教育・人材育成
 一斉授業 形式的平等主義
 みんな一緒に みんな同じベースで みんな同じことを

~~同調圧力~~
~~正解主義~~
 価値創造やイノベーション創出の最大の敵

多様性を重視した教育・人材育成
個別最適な学び 協働的な学び
 それぞれのペースで自分の学びを 対話を通じた「納得解」の形成

政策1 子供の特性を重視した学びの「時間」と「空間」の多様化

- 教育課程の在り方(教育内容の重点化、標準授業時数など教育課程編成の弾力化)の見直し(文)
- サイエンス分野の博士やプログラミング専門家が教壇に立てるよう教員免許制度改革(文)
- 教職員の配置や勤務の在り方の見直し(文)
- 困難さに直面している子供たちの状況に応じた多様な学びの場の確保(文)
- 探究的な学びの成果などを図るためのレポートやプレゼンなどの評価手法の開発(内・文・経)
- 「教育データ活用ロードマップ」に基づく施策の推進(デジ・文・総・経)
- デジタル化を踏まえた国・地方・家庭の教育支出の在り方の検討(文・経)
- 子供や学びの多様化に柔軟に対応できる学校環境への転換(文)

政策2 探究・STEAM教育を社会全体で支えるエコシステムの確立

- 【探究・STEAM教育の充実】
- 高専等の小中学校のSTEAM拠点化(文)
 - 探究・STEAMの専門人材の配置に向けた高校の指導体制の充実(文)
 - 大学入試における探究的な学びの成果の評価
 - 企業や大学、研究機関等と学校をつなぐプラットフォームの構築(文・内・経・デジ)
 - 企業の次世代育成投資に対する市場評価の仕組み(経・内・文)
- 【特定の分野で特異な才能のある子供が直面する困難さを除去】
- 学校外プログラムに参加できる教育課程の特例や個別性の高い指導計画の策定(文)
 - 高専、SSH、大学、企業等での特異な才能のある子供の受け入れ(文・内・経)
 - 特異な才能のある生徒を積極的に受け入れる大学入試の改善(文・内)

政策3 文理分断からの脱却・理数系の学びに関するジェンダーギャップの解消

- ジェンダーバイアスの排除のための社会的ムーブメントの醸成、ロールモデルの発信(内・文・経)
- 高校段階の早期の文理分断からの脱却・高校普通科改革(文)
- 文理分断からの脱却のための大学入試の改善(文)
- ダブルメジャーやバランスの取れた文理選択科目等による大学等における文理分断からの脱却(内閣官房教育未来創造会議担当室・文)
- 学部や修士・博士課程の再編・拡充(内閣官房教育未来創造会議担当室・文)
- 女性が理系を選択しない要因の大規模調査の実施(内・文)

実現に向けた3本の政策・46の施策

課題・ボトルネック

評価手法を
内閣府主導
で開発



必要な施策・方向性

子供の状況に応じた
多様な学びの場の確保

様々な困難に直面し、学校や教室に行きづらい子供たちが相当数いることを受け止め、校内フリースクール(例:広島県のスペシャルサポートルーム)、教育支援センター、不登校特例校、夜間中学、フリースクールなどがNPOなどと連携しながら、一人ひとりの子供たちが直面する困難に向かい合い、デジタルを活用しながら、子供たちの学びを継続し、伴走する仕組みを確立。



具体の検討・実施体制

担当省庁

福祉的な支援等の充実を図りながら、中央教育審議会「個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実に向けた学校教育の在り方に関する特別部会」等において、直ちに取り組むべき具体的な方策を検討し実施するとともに、専門的検討を踏まえた上で、次期学習指導要領の改訂に反映。

文科省

※「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針」(令和3年12月21日閣議決定)による今後の新たなこども政策の展開を踏まえる必要。

政策1

5

これまでの入試や定期試験等においては、読むことと書くこと中心で、知識の暗記・再生や暗記した解法パターンを適用する能力の評価に偏重。探究的な学びが十分に評価されておらず、教育の質的転換の隘路になっている。

探究的な学びの成果などを
測るための新たな評価手法の開発

レポート、プレゼンテーション、実演などについての「パフォーマンス評価」について、科学的知見も十分に入れながら、探究的な学びの成果の評価手法を開発。また、思考力や表現力の評価を重視したCBTの導入の検討。

産業構造審議会「教育イノベーション小委員会」等において具体的な評価の在り方について検討するとともに、次期SIP[※]の課題候補「ポストコロナ時代の学び方・働き方を実現するプラットフォームの構築」等の政府の研究開発スキームを活用し、産官学共創で新たな評価手法の開発に向けた取組を検討する。

★内閣府
文科省
経産省

※戦略的イノベーション創造プログラム

政策1

6

探究やSTEAM教育など、大学や民間企業等の外部機関からの協力・参画が不可欠となるが、現状として、都市部と地方ではアクセスできるリソースの地域間格差がある状況。

最先端テクノロジーを駆使した
地方における新たな学び方の
モデルを創出

産学官共創し、デジタルをはじめとした最先端テクノロジーを駆使し、地方に住んでも、都市部と変わらない教育の機会が提供され、多様な学び方を実現するための基盤技術や共通システム・ルールなどを開発。

次期SIP[※]課題候補「ポストコロナ時代の学び方・働き方を実現するプラットフォームの構築」等の政府の研究開発スキームを活用し、産官学共創で、必要な取組を検討する。

★内閣府
デジタル庁
文科省
経産省

※戦略的イノベーション創造プログラム

教育政策決定の構造転換：文部科学省→経産省主導→内閣府主導

① 総合科学技術・イノベーション会議・教育人材育成ワーキング・グループ：報告（2022年4月・実施6月）
「Society5/0の実現に向けた教育・人材育成に関する政策パッケージ」

② 教育未来創造会議：2022年5月第一次答申「我が国の未来をけん引する大学等と社会の在り方について」

論点1 そもそも「Society 5.0」の概念が独善的で非科学的。「Industry 4.0」として議論しないと、根本を見失ってしまう。

論点2 「個別最適化」（Optimized Individualization）は50年前の教育、「STEAM教育」も15年前の中国とマレーシアの教育改革。これらはinnovationどころか、Anti-Innovationの改革としか言いようがない。

論点3 「一斉授業」か「個別最適化」かという構図自体が50年前の改革構図。「一斉授業からの脱却」は、ほとんどの国で20年前に達成している。その学びのイノベーションこそが現代の学校の中心課題である。

▶ 課題と対応

① 現実的な危機：数年後から始まる「GIGAスクール」の市町村の財政負担→ICT教育企業への公立学校の業務委託。（先例としてのN高：教師一人に生徒120人）。この公教育の危機にどう対応するか。（内閣府・経産省・文科省は、公教育のICT市場への移譲を前提にして教育改革を推進している。）

② グローバリゼーションによって学校は国家が管理するシステムから、共同体と市場の管理へと移行している。

おわりに ①学習評価と教育課程

①学習評価の意味

学習によらないものは評価してはいけない。

人間性は評価できない。これを評価しようとするれば、自らの人間性が危うくなる。

②学習評価の多様性

診断的評価、形成的評価、総括的評価

自己評価、他者評価

③地域に開かれた教育課程とカリキュラム・マネジメント

両者の異同(のポイントとなる考え方)

④教育課程及び評価の第一義的づくり手(専門職)

ICT化、外注化・購入への動きの中で考えたい

おわりに ②教育不信への対応戦略

教育不信への対応を改革介入の口実とし、改革推進のテコとした

①契約・・・消費者・顧客満足度の向上

例えば、顧客による学校選択制、成果報酬、満足度評価、競争による教育内容・方法の質向上

②管理・・・主権者・質保証による安心

例えば、行政による学校階層化、人事管理厳格化、制度化養成・研修の要件強化、学習指導要領による教育内容管理

おわりに ③教育不信への対応戦略

教育の「信頼回復」・・・信頼とは

(1)「契約」・・・顧客の満足

★第一の信頼回復の手法 顧客との連携

(2)「管理」・・・主権者の安心

★第二の信頼回復の手法 主権者との連携

(3)パートナー・・・当事者の喜び・学びあい育ちあい

★第三の信頼回復の手法 当事者との連携

当事者の人間性回復。
自分の生存と生活を生きる。

おわりに ③子どもを真ん中に、教職員、父母・ 生活・生存、人間性の回復 住民の連携で学校づくり

PTA、学校評議員や学校運営協議会の活性化、組み換え

○「驚き」や「有用感」のある話し合い組織へ

子どもの頑張り、先生の思い、学校の悩みに触れる

○子供の育ちに接点のある住民の参加を

地元で子どもを見守る人、保護司、区長、教職員・・・

○子どもの出番を（発表・発言の場に）

子どもと出会い、その声を聞き、眼差しの先を見る・・・

○振り返ったとき、「自分は変わった・成長した」と思える（参加者が一番得るもののある）ものに

わが学校、わが地域 ……

… 視野の広がり、身の置き換え

おわりに ④自らの人生を自分のものに

生活・生存、人間性の回復

…人間性を失わない

マニュアルは参考にしても、教職の専門職は自分だけ。ICTは使っても溺れない。
競争的評価や多忙さで「自分」を見失わない。

○自らが主人公の研修

子どもと教師に共通する「個別最適化」の罨
研修履歴は自分のもの

○ライフヒストリー …履歴・来歴・自己カルテ

自らの教師としての成長の歩みを振り返る。
自らの将来展望を書き記す。仲間と語る。

参考文献： 稲垣忠彦ほか『教師のライフコース』東大出版1988年。
村山英治『大草原の夢』新宿書房、1986年。
山崎準二『教師のライフコース研究』創風社、2002年。

おわりに ⑤子どもと教師の学び・育ち

○ひとりの学びがみんなの学びに、
みんなの学びがひとり一人の学びに
一人でできたよ、みんなと

○教職の専門職性と専門性

専門職としての処遇・ありようの追求

○労働者と教育者

労働条件の変更の問題として捉える目

○自治活動と人格的ふれあい

HR・学級会、児童会・生徒会、総合学習・・・